



交通ルールを守り、安全に乗りましょ

自転車の通行 等に関するルールが改正されました

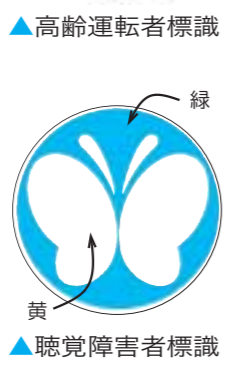
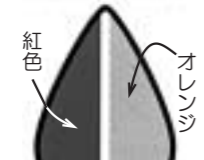
～自転車は車道（左端）通行が原則です～

自転車は、だれでも気軽に利用できる便利な乗り物です。しかし、誤った乗り方をすると、歩行者と接触したり、自転車同士がぶつかったりする交通事故が増え、自転車が関係する交通事故の死者数は総死者数の約28%（平成19年）を占めています。自転車は、ルールやマナーを守って、安全に乗りましょ。また、歩行者や車の運転者も自転車のルールを理解して、事故を未然に防ぎましょ。今回は、6月に施行された改正道路交通法の中から、特に自転車の通行に関して皆さんにお知らせします。お問い合わせ 交通安全課（☎2998-9140・FAX 2998-9162）



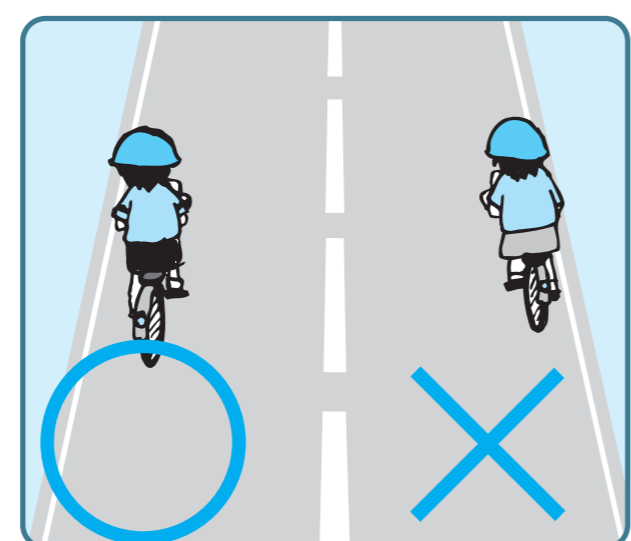
自動車のルールも変わりました

◆後部座席シートベルトの着用義務化
今まで努力義務とされていた後部座席シートベルトの着用が義務付けられ、助手席以外もシートベルトを装着しない者を乗車させて運転してはならないこととなりました。
◆75歳以上の高齢運転者に対する標識の表示義務
今まで70歳以上の方に対して努力義務となっていた高齢運転者標識の表示が、75歳以上の方に対して義務付けられることとなりました。
◆聴覚障害者標識の表示等
聴覚に障がいをお持ちの方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通自動車免許に限って取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が自動車を運転する場合は、「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を表示した自動車に対する幅寄せ等は禁止されています。



◆原則◆

自転車を運転するときは、車道の左端を通行します



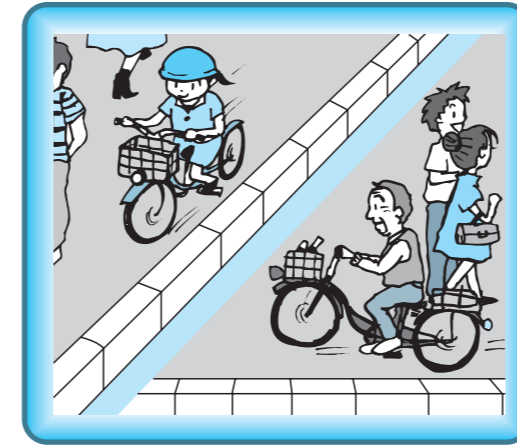
▲歩道を走行すると、歩行者と接触することがあり、たいへん危険です！

●自転車歩道通行可の標識があるとき

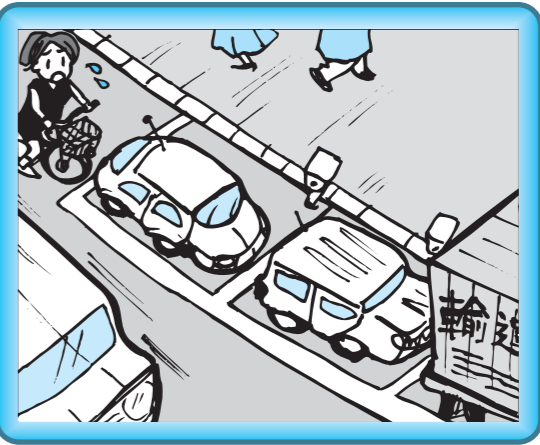
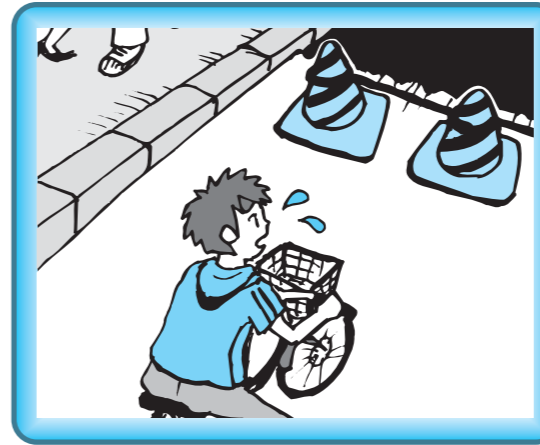
例① 歩道に自転車歩道通行可の標識があるとき



例② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者および身体に障がいをお持ちの方が運転するとき



例③ 車道・交通の状況からみて自転車の安全な通行を確保するため、やむを得ないとき（道路工事や連続した駐車車両で左端を通行できない場合等）



自転車安全ルール

Grid of 8 illustrations with text explaining bicycle safety rules: 1. Crosswalks: Stop before the crosswalk. 2. Priority: Give priority to pedestrians. 3. Night lights: Turn on lights at night. 4. Stop signs: Stop at stop signs. 5. Left turn: Turn left at the curb. 6. Two people: No more than two people on one bike. 7. No alcohol: No drinking and driving. 8. Responsibility: Be responsible in accidents.

自転車のルールを守ろう
■車道の左端を通行（原則）
自転車は、原則として車道の左端を通行します。ただし、歩道歩道通行可の標識がある場合（例①）や、13歳未満の子ども、70歳以上の方および身体に障がいをお持ちの方が運転する場合（例②）、車道・交通の状況から自転車運転者の安全確保が必要な場合（例③）は、歩道を通行することができます。
■歩道は歩行者が優先
自転車は歩道を通行できる場合でも次のことに注意し、歩行者の安全確保に努めてください。
■幼児・児童はヘルメットを着用
自転車は転倒して搭乗中の子どもが頭を打つケースが増えています。13歳未満の子どもが自転車に乗る場合（6歳未満）はヘルメットを着用してください（努力義務）。
■市内の自転車事故の状況
平成19年中の市内の人身事故による死傷者2,354人のうち、自転車事故によるものは、約28%を占めています。その中で最も多いのが65歳以上の高齢者、続いて高校生、小学生、中学生の順で、四者で全体の約40%を占めています。

市では、子どもや高齢者に対して「自転車運転免許制度」を設けたり、各小中学校の交通安全教室で自転車の安全な乗り方やルールを指導したりしています。
市での自転車事故の状況
市では、子どもや高齢者に対して「自転車運転免許制度」を設けたり、各小中学校の交通安全教室で自転車の安全な乗り方やルールを指導したりしています。
市での自転車事故の状況
市では、子どもや高齢者に対して「自転車運転免許制度」を設けたり、各小中学校の交通安全教室で自転車の安全な乗り方やルールを指導したりしています。

迷惑です！ 放置自転車

自転車を放置するのはやめましょ！

駅周辺の道路、歩道、駅前広場等に放置自転車が多く見受けられます（写真参照）。市では市内の8つの駅の周辺を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車指導員による指導・啓発を行っています。
放置自転車により、歩行スペースが狭くなり、歩行者（特に車いす利用者、高齢者、子ども）をはじめ多くの人の通行の妨げになります。点字ブロック上の放置は、視覚に障がいをお持ちの方にとってたいへん危険です。
また、緊急時（火災・救急・警察等の緊急車両の通行）の道路機能が失われる危険性があり、まちの景観を損なう要因にもなっています。
放置自転車をなくすためには、皆さん一人ひとりの心がけが大切です。自転車を利用する方は、市営自転車駐車場（月ぎめ駐車・一時利用駐車）か民営駐輪場などをご利用ください。
なお、放置自転車は市の条例に基づき撤去されています。撤去された自転車を引き取る際には、撤去・保管手数料（1,000円）をお支払いいただきます。
◎自転車放置禁止区域（放置自転車禁止マーク設置/上図）や、市営自転車駐車場の場所などは市役所2階交通安全課、または市ホームページ（「放置自転車」で検索）でご案内しています。



▲放置自転車禁止マーク